

労務 ROAD

令和7年に施行される法改正等について

今年も人事労務関連の分野では多くの法改正等があります。
今回は、その概要をピックアップしてお知らせいたします。

【人事労務関連の主な法改正等（予定を含む）】

○：必要

施行年月(日)・項目名	内容	就業規則見直し
■令和7年1月 労働者死傷病報告等の電子化	・労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告書等の電子申請の原則義務化	-
■令和7年3月31日 高年齢者雇用確保措置	・65歳までの継続雇用の経過措置終了（定年廃止/65歳までの定年引き上げ/希望者全員65歳まで継続雇用のいずれか導入）	○
■令和7年4月 高年齢雇用継続給付の見直し	・高年齢雇用継続給付の給付率上限を15%から10%に縮小	-
■令和7年4月 育児休業給付延長時の審査厳格化	・確認書類の追加など審査の厳格化	-
■令和7年4月 基本手当の給付制限の短縮	・教育訓練等の実施により自己都合退職者の給付制限を解除 ・自己都合退職者の給付制限期間を原則2ヶ月から1ヶ月に短縮	-
■令和7年4月 出生後休業支援給付金の創設	・両親ともに14日以上の子育て休業取得で、28日を上限に給付率13%を支給（給付率合計80%）	-
■令和7年4月 育児時短就業給付金の創設	・2歳未満の子を養育する短時間勤務者に賃金の10%を上限として給付金を支給	-
■令和7年4月 仕事と育児の両立支援	・所定外労働制限を小学校就学前までの子を養育する従業員に拡大 ・子の看護休暇の目的拡充（子の行事参加等を追加） ・子の看護休暇を小学校3年生修了まで延長 ・子の看護休暇の対象者に入社6ヶ月未満の従業員も追加（労使協定対象から除外） ・育児休業の取得の状況の公表を従業員数1,000人超から300人超に拡大	○
■令和7年4月 仕事と介護の両立支援	・介護休暇の対象者に入社6ヶ月未満の従業員も追加（労使協定対象から除外） ・介護の申出があった場合に両立支援制度の周知・意向確認 ・介護に直面するよりも早期（40歳）に両立支援制度等の情報提供 ・介護休業の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境整備	○
■令和7年10月 教育訓練休暇給付金創設	・教育訓練休暇の取得時に基本手当相当の給付金支給	-
■令和7年10月 仕事と育児の両立支援	・3歳～小学校就学前まで子を養育する従業員を対象に、[時差出勤、テレワーク、短時間勤務、保育施設の設置、新たな休暇等]の中から2つ以上の措置導入 ・導入した措置の個別の周知・意向確認 ・妊娠・出産時、子が3歳になる前に、仕事と育児の両立に関する個別意向聴取・配慮	○

詳細については、弊所担当までお問い合わせください。

VOL.938
(2501-2)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：井村・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

先日あべのハルカス美術館の印象派展に行ってきました！印象派の代表作とも言えるモネの睡蓮がとても美しく、思わず見入ってしまいました。当時の時代背景や画家達の暮らしぶりから（この作品はこういうことを表現しているのかな…）とあれこれ想像を膨らませて、自分なりの楽しみ方で鑑賞していました。お気に入りの作品のポストカードを購入したので、デスクに飾りたいと思います！

(足立)



1月労務スケジュール

- ・年末調整（1月還付の場合）
- ・賞与支払届の提出
- ・給与支払報告書の提出